令和　　年　　月　　日

社会保険適用拡大に関するアンケート

株式会社

社員番号　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　㊞

今年の10月から週の所定労働時間が20時間以上であり月額賃金が88,000円以上であれば原則社会保険に加入する必要があります。１０月以降の働き方（労働時間、雇用形態等）についてお聞かせ頂ければと思いますのでご回答よろしくお願い致します。

設問1　現在の勤務状況を記入してください。

　　　1週間の出勤日数（　　日）　1日の勤務時間　　：　　～　　：　　（　　時間）

設問2　社会保険加入を希望しますか？該当する番号に丸を付けてください。

　　　➀　勤務内容は（曜日・時間）は変更せずに、社会保険に加入する

　　　②　社会保険に加入して、勤務時間を増やしたい

　　　③　勤務時間制限をして、社会保険には入らない

設問3　設問2で②を選択した方へ、どのような勤務体系を希望するか教えてください。

　　　　（あくまで希望ですので、曜日や時間に拘らず書いていただいて結構です）

設問4　設問2で③を選択した方へ、どのような勤務体系を希望するか教えてください。

　　　　（あくまで希望ですので、曜日や時間に拘らず書いていただいて結構です）

その他、質問やご要望、個別面談のご希望等がございましたら記入してください。

※　提出期限　　　　月　　日（　　）まで

　　　　　　　この封筒に入れて　　　　　宛までご提出ください。

社会保険の加入について

現在、厚生年金の被保険者数が101人以上の企業等で週２０時間以上働く短時間労働者（以下⑴～⑷すべてに該当する者）は社会保険の加入対象となっております。この短時間労働者の加入要件がさらに拡大され、令和6年１０月より、51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。

1. １週間の所定労働時間が20時間以上であること
2. 月額賃金が88，000円以上であること
3. 同一の事業所に継続して２カ月を超える雇用の見込みがあること
4. 学生でないこと

　現在、配偶者の扶養に入っている方も対象となります。

★社会保険に加入するメリット

①年金のメリット

　厚生年金保険に加入することで、老齢・障害・死亡の３つの保障が充実します。

老齢年金は基礎年金部分に加えて報酬比例部分が加算されます。

３つの保障とは老齢年金・障害年金・遺族年金のことです。

例）年収106万円（月額8.8万円）の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 厚生年金保険料 | 増える報酬比例部分の年金額(目安) |
| ２０年間加入 | 月額８，１００円 | 月額8，9００円(年額１０6，8００円)×終身 |
| １０年間加入 | 月額８，１００円 | 月額４，4００円（年額５2，8００円）×終身 |
| １年間加入 | 月額８，１００円 | 月額４4０円（年額５，2００円）×終身 |

②医療保険のメリット

　健康保険に加入することで、病気やケガで働けないときに受け取れる「傷病手当金　病休期間中、給与の2/3相当を支給」や産休中に働けず給与がもらえないとき受け取れる「出産手当金　産休期間中、給与の2/3相当を支給」等の給付が受けられるようになります。（一定要件あり）

詳細については別途リーフレット「パート・アルバイトの皆様へ、配偶者の扶養の範囲内でお勤めのみなさまへ」をご参照下さい。

上記加入要件を満たしながら、諸事情により社会保険にどうしても加入されない方については別途新たな労働条件にて雇用契約書を締結させて頂きますので、個別ご案内させて頂きます。

最後に社会保険への加入要件等、別途ご不明な点等ございましたら●●●まで、お問い合わせください。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上